

発議案第2号

河内長野市議会委員会条例の改正について

別紙のとおり河内長野市議会会議規則第14条第1項の規定により議案を提出する。

令和6年3月26日提出

提出者

西田 善延

賛成者

峯 満寿人

駄場中大介

大原 一郎

河内長野市議会

議長 浦山 宣之 様

提 案 理 由

消防の広域化に伴う大阪南消防組合の運用開始による本市消防本部の廃止、及び河内長野市事務分掌条例の改正による令和6年4月1日からの組織機構改革に伴い、議会における常任委員会の所管について所要の整備を行うものである。

河内長野市議会委員会条例の改正について

河内長野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

河内長野市条例第 号

河内長野市議会委員会条例の一部を改正する条例

河内長野市議会委員会条例（平成25年河内長野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、消防本部」を削り、同項第3号中「福祉部」の次に「、こども部」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

河内長野市議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 定数 6人 自治安全部、市民保健部（市民窓口課に限る。）、総務部、総合政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会に属さない事項 (2) (略) (3) 福祉教育常任委員会 定数 6人 市民保健部（市民窓口課を除く。）、福祉部、教育委員会の所管に属する事項 (4) 及び(5) (略)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 定数 6人 自治安全部、市民保健部（市民窓口課に限る。）、総務部、総合政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会に属さない事項 (2) (略) (3) 福祉教育常任委員会 定数 6人 市民保健部（市民窓口課を除く。）、福祉部、こども部、教育委員会の所管に属する事項 (4) 及び(5) (略)	令和6年4月1日